

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金



【令和5年度要求額 262百万円（60百万円）】

産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進します。

1. 事業目的

- 産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理（不法投棄等）について、都道府県等が行う支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を確実に推進する。
- また、廃棄物混じり盛土による災害を防止するため、都道府県等が実施する調査等に対する支援を行う。

2. 事業内容

- 令和4年度中に失効する産廃特措法の事案について、事業完了後に都道府県等が実施する水処理及びモニタリング等に係る費用の一部を補助する。
- 不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがある場合は、都道府県等において、行為者等に対して可能な限り早期に支障除去等を実施させることとしているが、行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業（令和3年8月から実施の盛土の総点検で危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土について、都道府県等が実施する支障除去等事業を含む）に係る費用の一部を支援する基金に拠出する。
- 危険が想定される盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性があるものについて、都道府県等が実施する詳細調査に係る費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①③間接補助事業（① 1 / 3、③ 1 / 2）、②直接補助事業（基金）
- 補助対象 団体、都道府県等
- 実施期間 平成10年度～

4. 補助対象

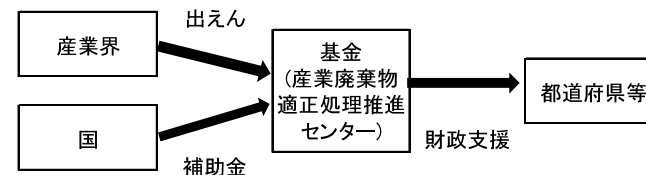
① 産廃特措法（令和4年度末失効）対象事業への支援

- 産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得た事業が対象
- 事業完了後も必要な水処理等に対する支援を実施（1/3補助）



② 廃棄物処理法第13条の15に基づき設置した基金による支援

- 平成10年6月17日以降の不法投棄等の支障除去等事業が対象
- 国と産業界が出えんした基金を通じて支援を実施（7/10補助）



〈出えん割合〉 産業界：国＝4：3

③ 危険が想定される盛土に対する詳細調査への補助

- 盛土の総点検で確認された危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄の可能性のある盛土が対象（1/2補助）

